



桐生市
ひとり親家庭 子育てガイド



桐生市 子育て相談課

桐生市ひとり親家庭 子育てガイドとSDGs

桐生市ひとり親家庭 子育てガイドにおける様々なひとり親家庭への子育て支援施策がSDGsの推進に繋がるものと考え、本ガイドにおいても、SDGsの視点を取り入れながら作成しました。

<参考：SDGsとは>



SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン 2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。

目次

悩みを相談したいとき	1
1.手当・医療	4
2.くらし・住まい	6
3.就労・自立支援	8
4.子どもの学費支援	11
5.保育等	12
6.交流・学習支援	16
7.年金	18

悩みを相談したいとき



■母子・父子自立支援員



問い合わせ 子育て相談課(桐生市保健福祉会館 1階) ☎43-2000

ひとり親家庭の親や寡婦の方、今後離婚等によりひとり親家庭となられる方などの相談をお受けし、自立に必要な情報の提供や職業能力の向上、求職活動に関する支援を行っています。

■民生委員・児童委員



問い合わせ 福祉課(桐生市役所1階) ☎46-1111(内線 271・285)

日々の暮らしで困ったり悩んだりしていることを相談できます。解決のお手伝いをしています。

■市民相談



問い合わせ 市民相談室(桐生市役所 2階) ☎46-1111(内線 355・503)

日常生活全般の相談に相談員が応じます。

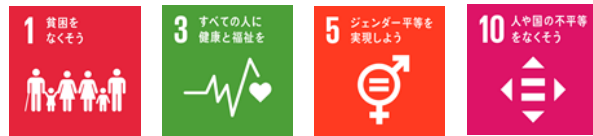
■無料法律相談



問い合わせ 市民相談室(桐生市役所 2階) ☎46-1111(内線 355・503)

法律知識を必要とする相談に弁護士が応じます。(原則毎週木曜日、申し込み要)

■子育て世代包括支援センター



問い合わせ 子育て相談課母子保健係(桐生市保健福祉会館 1 階)

☎43-2003・43-2009

子育て支援センター(桐生市保健福祉会館 3 階)

☎46-5031

妊娠期から子育て期までの様々な相談に保健師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士等が応じ、支援します。



■子ども家庭総合支援拠点

問い合わせ 子育て相談課子育て相談係(桐生市保健福祉会館 1 階)

☎43-2000


保健師、相談員、保育士、心理士が子どもやその家庭の不安や悩みなどの相談に応じます。

18歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や訪問等による継続的な支援を行い、支援を必要としている子育て世帯をサポートします。



■養育費確保支援事業

問い合わせ 子育て相談課子育て相談係(桐生市保健福祉会館 1階)

 43-2000

養育費とは、一般的に子どもが自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費や教育費、医療費などがこれに当たります。

養育費は、子どもの健やかな成長と生活を支えるために、重要な役割を担う大切なものです。

ひとり親家庭の方が養育費を継続して受け取れるよう支援を行います。

☆養育費に関する公正証書等作成支援事業補助金

子どもの養育費について取り決めた公正証書等を作成した場合、その費用を補助します。(補助対象者となった場合、上限 30,000 円)

☆養育費保証支援事業保証金

養育費の保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に負担した保証料を補助します。(補助対象となった場合、上限 50,000 円)

補助対象者の条件につきましては、子育て相談課子育て相談係にお問い合わせください。

1. 手当・医療

■ 児童扶養手当



問い合わせ 子育て支援課(桐生市保健福祉会館 1 階) ☎47-1150

ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭等)の生活の安定と自立の促進および児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。所得制限があります。

○手当額(令和5年4月1日現在)

月額 44,140 円～10,410 円(所得に応じて決定)

※第2子以降加算あり

○対象となる方

児童(18歳到達年度の末日(一定基準以上の障害のある場合は20歳未満)まで)を監護する母、児童を監護し生計を同じくする父、父母以外で児童を養育している人



■ 交通遺児手当



問い合わせ 子育て相談課(桐生市保健福祉会館 1 階) ☎43-2000

交通事故により、死亡もしくは障害の状態になった父もしくは、母またはこれに準じる者に養育されている児童を対象に、児童が18歳到達年度(心身に重度の障害がある場合は、20歳未満)まで手当を支給します。

○手当額

遺児1人につき月額3,000円

■福祉医療費助成制度



問い合わせ 医療保険課(桐生市役所1階) ☎46-1111(内線 257)

児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父とその児童等の医療費を助成します。

○助成額

保険診療による医療費の自己負担分

○対象となる方

18歳到達年度の末日までの児童を扶養している母(父)、その児童
父母のいない18歳到達年度の末日までの児童



■児童手当

問い合わせ 子育て支援課(桐生市保健福祉会館1階) ☎47-1150

中学生までの児童を養育している人に手当が支給されます。

○手当額(1人当たり月額)

3歳未満:一律 15,000円

3歳から小学生まで:第1子・第2子 月額 10,000円

第3子以降 月額 15,000円

中学生:一律 10,000円

※所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合

5,000円、所得上限限度額以上の場合、支給されません。



○対象となる方

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を
養育している方

※離婚等した場合は、受給者変更の手続きを行う必要がある場合があります。

2.くらし・住まい

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付

問い合わせ 桐生保健福祉事務所 ☎53-4131



ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、群馬県が行っている貸付制度です。詳しくは桐生保健福祉事務所にお問い合わせください。

■ひとり親家庭住宅支援資金貸付

問い合わせ 群馬県社会福祉協議会 ☎027-255-6031



母子・父子家庭等の経済的な自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方に対して、家賃の支払いを支援する「ひとり親家庭住宅支援金」の貸付制度です。貸付条件等詳細につきましては、群馬県社会福祉協議会にお問い合わせください。

■県営住宅(抽選団地)優遇制度

問い合わせ 群馬県住宅供給公社桐生支所



(桐生市役所 4 階) ☎46-1111(内線 625)

ひとり親世帯(母子・父子世帯)の入居希望者は、優遇抽選が受けられます。

○対象となる方

配偶者(内縁及び婚約者を含む)のいない方で、同居親族が 20 歳未満(申込日時点)の子どものみで、現に子どもを扶養している方(離婚未成立、調停中の方は該当しません)。

■母子生活支援施設



問い合わせ 子育て相談課(桐生市保健福祉会館 1階) ☎43-2000

社会生活上、保護が必要な母子世帯が入所でき、生活、児童の育成等について必要な援助、自立支援が受けられます。

○対象となる方

社会生活上、保護が必要な母子世帯



■利子非課税制度



問い合わせ ご利用の金融機関

金融機関に申し出ると、一定額の預貯金に対し利子が非課税になる場合があります。

○対象となる方

児童扶養手当を受けている児童の母、遺族基礎年金を受けることができる妻など

■生活保護



問い合わせ 福祉課(桐生市役所1階) ☎46-1111(内線 263・264)

病気のため働けない等の事情で生活にお困りの方は、一定の基準に基づき、生活保護を受けられる場合があります。



3.就労・自立支援

■母子家庭等就業・自立支援センター

問い合わせ (一財)群馬県母子寡婦福祉協議会

☎027-255-6636

就業相談、職業紹介、就業支援講習会の開催、求人情報の提供などの就業サービスを提供しています。養育費などに関する相談もお受けしています。(年数回、弁護士による無料相談会を実施します。)



■母子・父子自立支援プログラム策定事業

問い合わせ (一財)群馬県母子寡婦福祉協議会 ☎027-255-6636

子育て相談課(桐生市保健福祉会館 1階) ☎43-2000

児童扶養手当受給者を対象に、就業による自立までの計画作りを行うとともに、ハローワークなどの関係機関と連携し、一人ひとりに合った就職活動を支援します。



■母子家庭等自立支援及び

父子家庭自立支援給付金事業

問い合わせ 子育て相談課(桐生市保健福祉会館 1階) ☎43-2000

就業のための資格取得等を目指す方への給付金制度です。

※事前相談が必要です。

高等職業訓練促進給付金事業

看護師、保育士等の資格取得を目指して養成機関において1年以上修業する場合、修業している期間(対象資格によって、上限48月)給付金を支給します。

※准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得する場合は、通算48月を超えない範囲で支給する。(令和3年4月1日改正)

○支給額 住民税非課税世帯の方 月額 100,000円

課税世帯の方 70,500円

※課程修了までの最後の1年間は月額40,000円が増額されます。



※修了時には、修了支援給付金を支給します。

住民税非課税世帯の方 50,000 円

課税世帯の方 25,000 円

自立支援教育訓練給付金事業

介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修など指定された講座を受講した場合に受講費用の一部が支給されます。

○支給額

受講費用の 60% (上限があります。12,000 円を超えない場合は支給されません。)

※ハローワークから教育訓練給付金が支払われる場合には、その額を差し引いた金額が支給されます。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または子(20 歳未満)が、高等学校卒業程度認定試験対策講座を受講開始した際に受講開始時給付金を、受講修了時に受講修了時給付金を給付します。また、2 年以内に合格した場合、合格時給付金を支給します。

○支給額

・受講開始時給付金は、入学料及び受講料の 3 割相当額(7 万 5 千円を限度)

・受講修了時給付金は、入学料及び受講料の合計額 4 割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金を差し引いた金額)10 万円が限度。

・合格時給付金は、受講修了時給付金・合格時給付金の支給を受ける際に、支給要件を満たしていることが必要で、入学料及び受講料の合計額 2 割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて 15 万円を限度)

■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

問い合わせ 群馬県社会福祉協議会 ☎027-255-6031

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親に資金の貸付を行います。

○貸付額 ①入学準備金 50 万円以内(高等職業訓練促進給付金の支給を受け方で、児童扶養手当が全支給の方)



②就職準備金 20万円以内

(養成機関の過程を修了し、資格を取得した方)

※養成機関を終了して資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合には、貸付金の返還は免除されます。

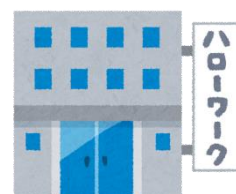
■職業相談



問い合わせ 子育て相談課(桐生市保健福祉会館 1階) ☎43-2000

仕事を探している方の職業相談を行い、ハローワークへつなげ就職活動がスムーズに行えるようにします。

■職業相談・職業紹介



問い合わせ ハローワーク桐生 ☎22-8609

- ・ハローワークでは、仕事を探している方の職業相談・職業紹介を行っています。
- ・ハローワーク桐生では、ひとり親家庭の方を専門的に支援する就職支援ナビゲーターがおります。また、マザーズコーナー(ハローワーク前橋、高崎、太田)では、キッズスペースを利用しながら職業相談ができます。
- ・技能、技術を身につけたい方は、受講料無料で公的職業訓練(ハロートレーニング)が受けられます。また、条件に該当する場合は、訓練期間中に給付金が支給されます。

■JR通勤定期券の割引



問い合わせ 子育て支援課(桐生市保健福祉会館 1階) ☎47-1150

JRの通勤定期券を購入する場合は、割引。定期券の購入証明書は市町村で発行しています。※学割が適用となる場合は学割を優先し、併用することはできません。

○割引額 3割引

○対象となる方 児童扶養手当を受けている世帯

4. 子どもの学費支援

■ 就学援助制度

問い合わせ 教育委員会学校教育課(桐生市役所 4 階)

☎46-1111(内線 649・687)

経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校および義務教育学校の児童生徒の保護者の方に対して、学用品費、学校給食費、修学旅行費など必要な費用の一部を助成します。

○ 援助内容

学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費等の全部または一部を援助します。

○ 対象となる方

桐生市内に住所があり、桐生市立小・中学校および義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者で、桐生市教育委員会が認定した方

[主な要件]

- ・住民税が非課税の方
- ・児童扶養手当の支給を受けている方
- ・保護者の職業が不安定で、生活が困難な方



■ 交通遺児奨学助成金

問い合わせ 子育て相談課(桐生市保健福祉会館 1 階) ☎43-2000

交通遺児の救済と人材育成を図ることを目的として、交通遺児の修学に対し、奨学助成金を給付します。

○ 助成金額 大学、短大: 年額 80,000 円

高専、高校、専修学校、各種学校: 年額 60,000 円

特別支援学校高等部: 年額 40,000 円



5.保育等

■公立幼稚園、公立・私立保育園、



認定こども園保育料

問い合わせ 子育て支援課(桐生市保健福祉会館 1 階) ☎47-1153

1号認定の場合は3歳以上、2号認定の場合は3歳児以上のお子さんの保育料は無料です。0歳児から3歳未満児の保育料は住民税により決まりますが、ひとり親の場合、軽減措置があります。また、第3子以降の3歳未満児以下のお子さんは保育料が無料に、3歳児以上は副食費が免除になります。(申請が必要です。)

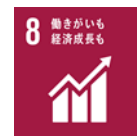
○対象となる方

特定教育・保育施設に通園する子ども

ひとり親軽減措置の対象は、年収約360万円未満相当の世帯



■放課後児童クラブ(学童保育)



問い合わせ 子育て支援課(桐生市保健福祉会館 1 階) ☎47-1150

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(1年生～6年生)に対して、授業の終了後等に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。市内のすべての小学校で開設しています。

※ひとり親の割引制度があります。

○対象となる方

小学校に就学している児童

○開所日・開所時間

平日 放課後から午後7時まで

土曜日、春・夏・冬休み、学校休校日 午前7時30分～午後7時

○申込み

入所申込等に必要な書類は、各クラブのほか、市のホームページにあります。必要な書類を記入の上、各クラブへ直接提出してください。

○利用料金

区分	学年	保育料(1)	おやつ代・教材費(2)	合計(1)+(2)
一般(1人目)	1年～3年	7,000円	2,000円	9,000円
	4年～6年	6,000円	2,000円	8,000円
一般兄弟姉妹(2人目以降)	1年～3年	4,000円	2,000円	6,000円
	4年～6年	2,000円	2,000円	4,000円
ひとり親家庭(1人目)	1年～3年	4,000円	2,000円	6,000円
	4年～6年	2,000円	2,000円	4,000円
ひとり親家庭兄弟姉妹 (2人目以降)	1年～3年	2,000円	2,000円	4,000円
	4年～6年	1,000円	2,000円	3,000円
第3子以降	1年～6年	無料	2,000円	2,000円

※長期休暇保育、1日預かり保育の実施状況及び保育料については、各クラブにお問い合わせください。

■ファミリー・サポート・センター



問い合わせ 桐生ファミリー・サポート・センター ☎70-6677

保育園・幼稚園・小学校の登園登校前又は降園下校後の子どもの預かり、習い事等への送迎、保護者の外出、急用事の子どもの預かり等をおこないます。

ひとり親家庭の利用会員には別途料金補助制度があります。

○対象となる方

概ね6ヶ月～小学校6年生

○料金



曜日	時間	基本料金(1時間あたり)			
		一般		ひとり親家庭	
		最初の1時間	以降	最初の1時間	以降
月～金曜日	午前7時～午後7時	300円	700円	150円	400円
	上記以外の時間	400円	800円	250円	500円
土日・祝日 年末年始	午前7時～午後7時	400円	800円	250円	500円
	上記以外の時間	500円	900円	350円	600円

※同一家族の複数利用は、2人目からは半額になります。

※おやつ代や交通費は実費です。

※病児・病後児の預かりは上記の料金表とは異なります。

■子育て短期支援事業

(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)



問い合わせ 子育て相談課(桐生市保健福祉会館 1 階) ☎43-2000

ショートステイ事業は、保護者が病気や仕事の都合などで、一時的にお子さんの養育ができない場合に、乳児院や児童養護施設でお子さんをお預かりします。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事の理由などにより、夜間一時的に養育できない場合に、乳児院や児童養護施設でお子さんをお預かりします。

○対象となる方

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童等

○預かり期間

ショートステイ事業:原則 7 日以内

トワイライトステイ事業:原則午後 6 時から午後 9 時まで

○利用料金(日額)

ショートステイ事業:2 歳児未満 0~5,350 円、2 歳児以上 0~2,750 円

トワイライトステイ事業:0~750 円

■病児保育



問い合わせ 子育て支援課 (桐生市保健福祉会館 1 階) ☎47-1156

病児・病後児保育室はなぞの ☎46-8166

当面容態の急変が認められないが、病気や病気回復期の乳幼児や小学校就学児で、保護者に就労などの理由があり家庭で保育できない場合に、病院や保育所等の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育します。

令和4年度より、「病児保育室はなぞの」は「病児・病後児保育室はなぞの」となり、病児保育事業とともに実施することになりました。



○開所日時

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

※土曜日、日曜日、祝日・年末年始は休み

○対象児童

市内に住所を有する1歳から小学校6年生までの児童。

次の①と②を満たす児童。

① 病気の回復期には至らないが容態の急変が認められない病児

② 病気の回復期であるが、集団生活が困難

○預かり先

病児・病後児保育室はなぞの(おりひめ医院内) 桐生市織姫町 4-33

○利用料金

1日2,000円 ※住民税非課税世帯・生活保護世帯は減免があります。

また、物品などを購入した際には、別途料金がかかります。

病児・病後児保育事業において預かりができる病気など

※ 記載されている病気などがあっても、ほかの病児の病状によってはお預かりできないことがあります。

- ・ 感冒や消化不良症(多症候性下痢)などの乳幼児が日常罹患する疾患
- ・ 喘息などの慢性疾患
- ・ 骨折などの外傷性疾患
- ・ 以下の感染性疾患
インフルエンザA型B型(新型インフルエンザは除く)/百日咳/麻疹/流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)/風疹/水痘(みずぼうそう)、カポジ水痘様発疹症/咽頭結膜炎/(プール熱)/溶連菌感染症/手足口病/伝染性紅斑(りんご病)/ヘルパンギーナ/マイコプラズマ感染症/胃腸炎/伝染性膿痂疹(とびひ)/RSウイルス

病児・病後児保育事業において預かりができない症状など

※ 医師の診療情報提供書があっても、総合的に判断し、お預かりできないことがあります。

- ・ 38.5℃以上の高熱
- ・ 意識混濁
- ・ 喘息の重篤的な発作(急性発作)
- ・ 原因不明で2週間以上続く咳
- ・ けいれん後48時間以上経過していない
- ・ 経口摂取がまったくできない
- ・ 嘔吐、下痢の状態が継続していて、著しい脱水状態(おしっこが出ないなど)
- ・ 症状が重く点滴を必要とする場合
- ・ 1歳の誕生日を過ぎてMR(麻疹・風疹混合ワクチン)、水痘ワクチン、BCG未接種のお子さん
- ・ かかりつけ医などの診察により、利用が困難と判断された場合

6.交流・学習支援

■母と子の会



問い合わせ 桐生市社会福祉協議会 ☎46-4165

市町村母子会等の主催により、休養、学習、日帰りレクリエーションなどの交流事業を実施しています。

○対象となる方

市内在住の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

■学習支援を行っている子どもの居場所



問い合わせ 学習支援運営団体



無料で学習支援を行います。

開催日時や対象者については各運営団体にお問い合わせください。

名称	開催場所	問い合わせ先
はるかぜ学習会	相生公民館 (相生町2丁目)	相生ボランティア学習会運営委員会 harukaze. s. s. 2016@gmail.com
夜ここ	問い合わせ先にご 確認ください	NPO法人キッズバレイ 0277-46-7486
あいおい子ども 食堂学習支援	協立診療所 (相生町2丁目)	あいおい子ども食堂実行委員会 0277-53-7934 ※休止中

■ 食事の提供を行っている子どもの居場所

問い合わせ 子ども食堂実施運営団体

無料または定額で食事を提供します。

開催日時や対象者については各運営団体にお問い合わせください。



名称	開催場所	問い合わせ先
あいおい 子ども食堂	協立診療所 (相生町2丁目)	あいおい子ども食堂実行委員会 0277-53-7934
コスモス相老 子ども食堂	コスモス相老 (相生町5丁目)	株式会社 ケア・コスモス 0277-55-5294 ※現在運営休止中
コスモス白滝 子ども食堂	コスモス白滝 (相生町2丁目)	株式会社 ケア・コスモス 0277-46-6511 ※現在運営休止中
ターフェル ムジーク	ケアホーム いまじん (境野町2丁目)	株式会社 プライムアシスト 0277-46-7574
本町こども食堂 “ママ・キッズカフェ 7-nana”	てらうち接骨院 2階 (本町6丁目)	有限会社 Y.B.S 代表：大舘さん 0277-47-7674 ※毎月7日に開催



7.年金

■遺族基礎年金

問い合わせ 日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
市民課(桐生市役所1階) ☎46-1111(内線 273・78)



国民年金に加入している人、あるいは加入していた人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に対し、子の18歳到達年度の末日(障害年金等級1・2級の障害状態にある場合は20歳未満)まで支給されます。

○支給額(令和5年4月1日現在)

- 妻・夫が受けるとき(子1人)・・・ 1,023,700 円
- 子が受けるとき・・・・・・・・・・・・ 795,000 円
- 子の人数に応じて次の額が加算されます。
- 2人目まで(1人につき)・・・・・・ 228,700 円
- 3人目以降(1人につき)・・・・・・ 76,200 円



○保険料納付要件

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの保険料納付済期間、免除期間が加入すべき期間の3分の2以上あることが必要です。(死亡日が令和8年3月31日までにあるときは、死亡日が含まれる月の前々月までの直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。)

■遺族厚生年金

問い合わせ 日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165



厚生年金に加入している人、あるいは加入していた人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた配偶者、子などに対して支給されます。

※保険料納付要件があります。

○支給額

亡くなった人の年金加入実績に応じた金額

○対象となる方

死亡した者によって生計を維持されていた、次のいずれかの人

- ・妻
- ・子、孫(18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金等級1・2級の障害状態にある者)
- ・55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、60歳よりも前でも遺族厚生年金を併せて受給できる。)

■寡婦年金

問い合わせ 日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

市民課(桐生市役所1階) ☎46-1111(内線 273・278)

国民年金第1号被保険者として、保険料納付済期間、免除期間を合わせて10年以上(平成29年7月31日以前の死亡の場合は25年以上)ある夫が死亡したとき、10年以上婚姻関係のあった妻に対し、60歳から65歳までの間支給されます。

○支給額

夫の第1号被保険者期間について計算した老齢基礎年金の額の4分の3が支給されます。



■年金分割


問い合わせ 日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後2年以内に手続を行う必要がありますので、お早めにご相談ください。

※年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6ヶ月以内であれば手続き可能です。



編集・発行 桐生市末広町 13 番地 4
桐生市保健福祉会館 1 階
桐生市役所 子育て相談課

 0277-43-2000

発行日 令和 5 年 4 月 1 日